

2025 年 3 月 4 日

美咲市議会議長 谷村知重 様

前美咲市議会議員 紫 藤 政 則

公開質問状の提出について

〈はじめに〉

○2025.3 広報びばいメロディーに折り込まれた、美咲市議会発行のびばい市議会だより臨時号《斉藤久美夫議員に対する嚴重注意報告》(以下「報告」という)が届きました。一読して、びっくりすると同時に強い憤りと疑念を抱きました。その一つは「嚴重注意」についてです。「報告」には、当該議員が相手方である法人名を複数回にわたって発言したことが「自社のイメージを低下させる行為」である、と当事者である法人が「不快に思った」。そのような文書が当該法人から提出されたのを受けて、谷村議長は、不快に思ったとされる「相手方である法人名を複数回にわたって発言したこと」を捉えて「この度の発言はその配慮に欠ける」ので、嚴重注意とした。と説明しています。

○言うまでもなく、議会の会議における議員の発言には、法律にルールが定められています。地方自治法第132条には言論の品位として、無礼の言葉を使用し、私生活にわたる言論をしてはならない。と規定され、これに違反した行為が懲罰事犯の対象になっています。会社名を複数回発言して「不快に思った」ことが、言論の品位の保持に反する行為ではないことは当然であり議論の余地はありません。問題は、議長が議員に対して「配慮に欠ける」などと「嚴重注意」なる行為を行うことその行為そのものに法令の根拠は見当たりません。「嚴重注意」は、言わば議長権限の及ばない私的行為ではないでしょうか。二つに、「市民周知」についてです。根拠のない嚴重注意、即ち私的なペナルティーについて、公器である市議会だより臨時号を発行して、その内容を市内全戸に配付し、市民周知を図った行為は、常軌を逸していると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

○谷村議長が対応した一連の行為は、議長自づから議員の発言権の原則をねじ曲げ、最大限尊重されるべき議員の発言の自由に制約を加えたことに留まらず、当該議員に対して加えた根拠のない制裁と市民周知による、当該議員の政治生命を危うくしかねない人権侵害に等しい行為と指摘されればどのような反論ができるのでしょうか。その責任は、議長一身に留まらず、議会の存在意義さ之間わかれかねない重大事件と思わざるを得ないのです。

○ふしぎに思うには議長が対応した一連の行為のプロセスで、議長の近くにいる副議長や補助職員から「おかしい、やるべきでない」との声がなぜ上がらなかったのか、同僚議員は門外に置かれていたのだろうか、そしてこの「報告」を見た市民から指摘される大きなリスクを背負ってまで、議長は一連の行為を行ったのか、それはあしか

すると議長は他者からの何らかの強い要求を受けていたのではないか。このような推測は、邪推が過ぎると言われるのでしょうか、疑念が消えません。

○^{ふいては}これまでも申し上げた、私の憤りや疑念が、無用の心配であることを願って、次のとおり質問いたします。おもしろいところでしょうか、美唄市まぐり基本条例第14条(市議会の責務)の主旨に基づく回答をお願ひいたします。

言記

<質問事項>

- 1 議員の議会における会議又は委員会における発言のルールについては、地方自治法並びに会議規則及び委員会条例に定めがあり、この定めによらずに議長の恣意的な判断により、議員に対して何らかのペナルティーを科することは出来ないと認識しているが、「嚴重注意」を行うことについて、法令上の根拠はどこにあるのか。又、令和6年第4回定例会における、斉藤議員のどの部分の発言が、嚴重注意に当たるのか明示してほしい。
- 2 嚴重注意、市民周知などの一連の行為について、議会の会議並びに委員会及び地方自治法第100条第12項に基づく協議または調整の場における議決や意見交換を経て行ったものか。そうであれば当該会議等の内容についてその概要を示してほしい。
- 3 この「報告」を市民周知とした行為は、当該議員に加えた更なる制裁であり、当該議員の信用を失われ、政治生命をも危くしかねない^{程の}人権侵害が疑われる行為であると認識せざるを得ないが、何故全戸配布を行ったかその判断理由と全戸配布による影響をどこまで推量して実行に至ったのか、たずねる。
- 4 議会広報紙である「びばい市議会だより」は、広報委員会運営要綱により、広報紙の発行に関する全ての業務を行うことと定められている。今次臨時号は、これがルールに基づいて発行されたか、発行に要した経費の支出額はいくらだったのか、加えて、広報紙はいくつに折り込まれたのか、掲載内容について市長部局との協議を経て行ったのか、どうかをたずねる。
- 5 この「報告」には、「この発言について当該法人より、自社のイメージを低下させる行為である旨の文書が提出された」とあり、この問題の端緒は、令和6年12月定例会終了後にあつた当該法人からの文書の提出からと推察

されるがそう認識してよいか。又当該法人からの文書の内容と、それに対する議会側の応答があればその内容を明らかにしてほしい。

6 前記1で述べたが、仮に法令上の根拠のない「嚴重注意」であり「全戸配布」だとすれば、議長は違法行為をなしたに等しい、重大な過ちを犯したことになるが、そのように理解してよいか。議長の認識をうかがう。

7 この「報告」に関して、議長や議会に対して説明責任を求める声と聞く、市民と対面して責任を果たす必要があると考えるが、いかがか。

～ 上

〈回答期限〉

令和7年3月19日(水)

〈その他〉

本件の理解につながる公文書について、条例に基づく公開請求を行っていること、本件を良識ある市民の皆さんと共有したいとの思いから「公開傾向」とさせていたといったことを申し添えます。